

第五十五回国会 衆議院 文教委員會議録 第二十一号

昭和四十二年七月十四日(金曜日)

午後零時四十九分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君  
 委員 久保田藤麿君 理事 坂田 道太君  
 理事 中村庸一郎君 理事 西岡 武夫君  
 理事 八木 徹雄君 理事 小林 信一君  
 理事 長谷川正三君 理事 鈴木 一君  
 委員 稻葉 修君 加藤 六月君  
 菊池 義郎君 久野 忠治君  
 河野 洋平君 佐藤 文生君  
 葉梨 信行君 広川シズエ君  
 三ツ林弥太郎君 武藤 嘉文君  
 渡辺 肇君 唐橋 東君  
 小松 幹君 齊藤 正男君  
 三木 喜夫君 山崎 始男君  
 有島 重武君 山田 太郎君

出席國務大臣

文部 大臣 船木 亨弘君

出席政府委員

文部政務次官 谷川 和穂君  
 文部大臣官房長 岩間英太郎君  
 文部省大学學術局長 天城 勲君  
 文部省体育局長 赤石 清悦君

委員外の出席者 専門員 田中 彰君

七月十三日

委員唐橋東君、吉田賢一君及び山田太郎君辞任につき、その補欠として島上善五郎君、西村榮一君及び矢野紇也君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員島上善五郎君及び西村榮一君辞任につき、その補欠として唐橋東君及び吉田賢一君が議長

第一類第六号 文教委員會議録第二十一号 昭和四十二年七月十四日

の指名で委員に選任された。

同日

委員中村庸太郎君、南條徳男君、広川シズエ君、三ツ林弥太郎君及び矢野紇也君辞任につき、その補欠として加藤六月君、佐藤文生君、武藤嘉文君、齋藤憲三君及び山田太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員加藤六月君、佐藤文生君、齋藤憲三君及び武藤嘉文君辞任につき、その補欠として中村庸太郎君、南條徳男君、三ツ林弥太郎君及び広川シズエ君が議長の指名で委員に選任された。

七月十四日

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四九号)(参議院送付)

同日

学校図書館法の一部改正に関する請願(渡海元三郎君紹介)(第二九二四号)  
 同(小川半次君紹介)(第二九二五号)  
 同外三件(龜山孝一君紹介)(第二九二六号)  
 同外五件(八木徹雄君紹介)(第二九二七号)  
 同外五件(床次徳二君紹介)(第二九二八号)  
 同(藤本孝雄君紹介)(第二九二九号)  
 義務教育における毛筆習字必修に関する請願(丹羽兵助君紹介)(第二九三一号)

同日

自閉症児の教育施設等の整備に関する請願(八木徹雄君紹介)(第三一七三三号)  
 学校図書館法の一部改正に関する請願外七件(小川半次君紹介)(第三一七三四号)  
 同外一件(龜山孝一君紹介)(第三一七三五号)  
 同外二件(佐々木秀世君紹介)(第三一七三六号)  
 同外二件(田川誠一君紹介)(第三一七七七号)  
 同外二件(徳安實藏君紹介)(第三一七八八号)

同日

同外十件(中村庸一郎君紹介)(第三一七九七号)  
 同外四件(野原正勝君紹介)(第三一八〇号)  
 同(遠藤三郎君紹介)(第三一八一七号)  
 同(岡本龍太郎君紹介)(第三一八二二号)  
 同(上村千一郎君紹介)(第三一八三三号)  
 同(河本敏夫君紹介)(第三一八四四号)  
 同外六件(橋本龍太郎君紹介)(第三一八五五号)  
 同外四件(松浦周太郎君紹介)(第三一八六六号)  
 同外九件(白濱仁吉君紹介)(第三一八七五号)  
 戦傷病者の子女の育英資金等に関する請願(關谷勝利君紹介)(第三一八七七号)  
 義務教育における毛筆習字必修に関する請願(砂原格君紹介)(第三一八八八号)  
 同(田村良平君紹介)(第三一八九九号)  
 同(竹内繁一君紹介)(第三一九〇号)  
 同(福家俊一君紹介)(第三一九一七号)  
 同(馬場元治君紹介)(第三一九二二号)  
 同(早稲田柳右エ門君紹介)(第三一九三三号)  
 同(辻寛一君紹介)(第三一九三七号)  
 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正に関する請願(松浦周太郎君紹介)(第三三三二六号)  
 学校教育費の財源措置に関する請願(井出一太郎君紹介)(第三三三三二二号)  
 同(林百郎君紹介)(第三三三三三三号)  
 は本委員会に付託された。

七月十三日

女子教育職員育児休暇法案の成立促進に関する陳情書(紋別市元級別小学校令井慶子外二名)(第三三五二一七号)  
 学校給食費の父兄負担軽減に関する陳情書(中四国九県議会議長代表徳島県議會議長阿部豊)(第三三五二二二号)  
 教職員の日直廃止等勤務条件改善に関する陳情書(旭川市議會議長柴田登志雄)(第三三五三三三号)

同日

在日朝鮮人の民族教育保障に関する陳情書(東京都千代田区富士見町二の五在日朝鮮人民族教育対策委員会阿部知二外三千三十九名)(第三五四四号)  
 生徒急増に伴う小、中学校施設整備費等の国庫負担基準適正化に関する陳情書(八尾市議會議長和田一二)(第三五五五号)  
 中学校設置基準の法制化促進等に関する陳情書(東京都千代田区霞ヶ関三の二の三全日本中学校長会会長幸田勝)(第三五六六号)  
 義務教育学校用地の取得費国庫負担に関する陳情書(東大阪市議會議長赤田止夫)(第三五七七号)  
 埼玉古墳群を中心とした風土記の丘建設計画に関する陳情書(行田市大字埼玉四八〇〇の二金井正雄)(第三五七八号)  
 茨城県において第二十九回国民体育大会開催に関する陳情書(茨城県議會議長梶山静六)(第四一七号)  
 は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

小委員会における参考人出頭要求に関する件  
 日本学術振興会法案(内閣提出第九〇号)  
 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四九号)(参議院送付)  
 オリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案(内閣提出第七一号)(参議院送付)

○床次委員長

これより會議を開きます。  
 内閣提出の日本学術振興会法案を議題といたします。  
 本案についての質疑は前会において終了しております。  
 これより討論に入ります。

同日

在日朝鮮人の民族教育保障に関する陳情書(東京都千代田区富士見町二の五在日朝鮮人民族教育対策委員会阿部知二外三千三十九名)(第三五四四号)  
 生徒急増に伴う小、中学校施設整備費等の国庫負担基準適正化に関する陳情書(八尾市議會議長和田一二)(第三五五五号)  
 中学校設置基準の法制化促進等に関する陳情書(東京都千代田区霞ヶ関三の二の三全日本中学校長会会長幸田勝)(第三五六六号)  
 義務教育学校用地の取得費国庫負担に関する陳情書(東大阪市議會議長赤田止夫)(第三五七七号)  
 埼玉古墳群を中心とした風土記の丘建設計画に関する陳情書(行田市大字埼玉四八〇〇の二金井正雄)(第三五七八号)  
 茨城県において第二十九回国民体育大会開催に関する陳情書(茨城県議會議長梶山静六)(第四一七号)  
 は本委員会に参考送付された。

討論の申し出がありますので、これを許します。齊藤正男君。

○齊藤(正)委員 私は、日本社会党を代表し、ただいま議題になっております日本学術振興会法案の採決にあたりまして、反対の討論を行ないたいと思ひます。

日本学術振興会法案は、文部大臣の提案説明によりまします。学術の振興をはかるため、特殊法人日本学術振興会を設立し、学術研究の助成、研究者に対する援助、学術に関する国際協力の実施の促進等の業務を行なわせることを目的としております。政府は、本法案により今後振興会を窓口として学術振興行政を積極的に推進すると説明しておりますが、しさいにこれを検討いたしますと、実はわが国学術研究の将来に重要な問題をかかえ、かつ重大な影響のあることを見のがすわけにはまいたらないのであります。

その第一は、行政管理局が強く指摘し、公社、公団、特殊法人の新設はこれを抑制し、整理するといふ方針の中で、財団法人であった日本学術振興会をこの際特殊法人日本学術振興会に改組することは、時代の要求に反すること、はなはだしいといわなければならぬと思ひます。

またその第二は、科学技術の振興につきまして、科学技術庁の所管事項もこれあり、特に科学技術基本法の制定が急務であり、大前提であるにもかかわらず、今日なおその法制化が進んでいない段階において、本法が文部省の手によって制定されることは、わが国科学技術の抜本的振興対策の上からも時期尚早といわざるを得ないものであります。

その第三は、産学協同の推進を明白に打ち出し、無制限に産業界、財界と結び、ビッグサイエンスの調和ある発展にとって大きな障害となることもまた憂慮されるのであります。

その第四は、日米科学協力を強く推進する機関になりかねない点であります。文部省は本法案の説明の中で、米国側の担当機関である国立科学財団は政府機関であり、わが国も均衡することが望

ましいと述べておいたのであります。この法案が、国家の監督強化のもとに日米科学協力、軍学協同を一そう推進しても、歯どめの機関は何一つないのであります。

その第五は、法案の内容であります。それは、一口に言えば学術研究に対する中央集権化であり、官僚統制の強化以外の何ものでもないということでありまします。すなわち、振興会役員への任命、解任をはじめとして、文部大臣に膨大な権限が与えられていくことでありまします。振興会の役員として、会長、理事長、三人以下の理事、二人以下の監事が置かれることになっておりますけれども、これらの役員はすべてが文部大臣の任命であります。一方の任命によって文部大臣がすべての役員人事を支配し得ることは、振興会の組織を政府が意のままに支配統制するための基礎的前提とも断定できると思ふのであります。今日やかましくいわ

れております官僚の天下り組織となることは、また必然であります。さらに、文部大臣は役員への任命も持つのであります。しかもこの解任権は、文部大臣が個人の見解により役員たるに適しないと思ふたときには、いつでも一方的に発動できる仕組みになっておるのであります。これを要するに、文部大臣は役員への任命権と解任権の両者をおわせ持つことにより、振興会人事に対し生殺与奪の実権を握ることになり、きわめて危険であるといわなければならぬと思ふのであります。

さらにまた、会長の諮問に依り重要事項を審議する機関として、十五人以内で組織される評議員会の評議員もまた同様であります。学術振興会は、学術研究を中心とする機関であるからこそ、他の特殊法人と比較して自主的、民主的な運営が確保されなければならないと思ふとき、時代錯誤もはなはだしいといわざるを得ないのであります。再三にわたる日本学術会議の要望や申し入れにもかかわらず、学術会議との関係が法文上何ら明記されていない事実、このことを雄弁に物語っております。

文部大臣は、まず人事及び組織の面で振興会

を完全に支配下に置いた上で、さらに、その事業及び管理、運用の面で重要な点をすべてその統制下に置くとしておるのであります。すなわち、全文三十九条の短い本法案の中で、文部大臣の認可ないし承認を必要とするものが七点もあつてあります。このことは、本法案が、事業及び資金計画の両面にわたってこれを全面的に文部大臣の認可事項とし、その統制下に置くこととしておるのであることを証明するものでありましよう。その中でも、どのような方面、どのような分野の学術振興に重点を置くか、どのような専門的研究者の育成に力を入れるか、どのような国とどのような形で国際交流を積極的に進めるか等々の、学術にとって最も基本的な重大な問題が事業計画や資金配分計画の内容をなすものである以上、これらすべてを文部大臣の認可、承認事項とすることが、学術の国家統制への道を開くものであることは明らかであらうと思ふのであります。

さらに、法案によれば、文部大臣は振興会の事業実施に対し全面的に監督権を行使し得ることになっておるのであります。しかも、どのような場合にどのような命令を出し得るかにつきましても、全く規定をされず、無制限なのであります。このことは、文部大臣に白紙委任したも同然であり、自由裁量にまかせたと同様であります。法律上必要である、ないし監督上必要であるという理由を付すれば、どんな命令でも出すことが可能になるのであります。

しかも、文部大臣は、進んで振興会の事務所へ立ち入り検査をする権限まで持つのであります。その上、この立ち入り検査を拒否したり、求められた報告を出さなかった場合には三万円以下の罰金がかかれ、その他文部大臣の命令に違反したときは三万円以下の過料に処せられることになっておるのであります。わが国最高の学術研究機関に対し屈辱的罰則規定を設けているがごときは、まさに言語道断だと思ふのであります。

文部省設置法は、その第五十八号において、大学、高等専門学校、研究機関に対し、その運営

に關し指導と助言を与えることを明記いたしておるのであります。したがって、学術振興会に対する文部省の権限も指導と助言の範囲にとどまるべきであつて、その範囲を越える本法案のような強力な指導監督権を与えることは、文部省設置法の趣旨にも違反するものと断ぜざるを得ないと思ふのであります。

以上指摘をいたしましたように、本法案は、文部大臣が振興会の役員、評議員の人事を一方的に支配し、振興会の事業、資金計画をその統制下に置き、その事業執行や振興会の管理運営に対する全面的監督権を持つことを許した法案であり、一言で言えば、振興会及びそれが行なう学術振興事業を徹頭徹尾政府の官僚統制下に組み入れ、本来平和と社会進歩のための自由な学術研究を、逆に統制支配しようとするフアッシュ・立法なのであります。それは、学問の自由を保障する日本国憲法第二十三条の精神にも明らかに違反するものといわなければなりません。

したがって、本法案は、単に一法案の問題にとどまらず、学問と政治の關係についての根本的考え方に関連する重要な問題点を数多く含んでいるのであります。もし本法案に盛り込まれたような考案が認められるならば、自由を保障されることによつてのみ発展する真の学術は死滅し、御用学問のみが生き長らえる方向に今後急速に進むのであります。

さきに日本科学者会議に結集されている良心的な科学者の皆さんをはじめ、大学、研究機関等の学者の方々が強く本法案の成立に反対していることもまた当然だらうと思ふのであります。

援助すれども支配せずが学術文部行政の民主主義の原則であります。援助するかわりに支配するを原則とするような逆行もはなはだしい本法案の撤回を要求し、反対の討論を終るものであります。(拍手)

○床次委員長 有島重武君。  
○有島委員 私は、公明党を代表して、日本学術振興会法案に反対の意を表明するものであります。

す。

以下、反対理由について申し上げます。  
わが国の学術振興は、多年にわたる大きな課題であり、重大かつ緊急の問題であります。したがって、今日これを強化拡充することはきわめて当然のことであり、国民のひとしく期待するところでありませぬ。

しかしながら、このたび政府より提出されました日本学術振興会法案の条文を検討いたしますと、事学術振興に関する法案としては納得しかねる点があまにも多過ぎます。

その第一は、役員、評議員等の任命、解任、また業務計画の作成、変更等、要所要所についてはすべて文部大臣の権力のもとに一元的に統御されており、従来の評議員互選の理事合議による民主的な運営のしかたと比較するときに、はなはだし官僚統制への片寄りを許しております。

この点に対して、政府は、ただ形式的に他の特殊法人法の慣例にならったまでで、学術界の特殊な運営は、学問の自由を守り、学者との話し合いを緊密にして適正を期するつもりであると言われるが、いやすくも法律条文の審議に際して、口約束による運営上の諸条件を前提として事を運ぶということは、本委員会としても国民の信頼にこたえる道ではないと信ずるものであります。

わが国の科学技術の将来に大きな影響を与えるべきこの法案が、万が一にもその運営のいかんによつては、本来自由であるべき学術研究に対する異質な統制の可能性を多分に含んでいくということは、だれ人もこれを認めざるを得ません。

加うるに、政府は近い将来に對してのわが国学術振興の具体的ビジョンを示すことなく、たゞこの法案の成立が学術振興の唯一の道であるがごとき印象を与えつつこの採決を急がれることは、ますます疑いの念を深くするものであります。

国民は、第一に学術振興に関する政府の明確なる構想を期待し、その構想実現のための手段としての法制化をこそ望んでいるのであります。  
現在の財団法人学術振興会のじみちな協力に對

しては心より敬意を表し、賛意を惜しむものではありませんが、政府としては、当座の経営難に対する応急の護衛処置を講じ、職員的生活保障をすることにも、国家の学術振興の基本方針を早く確立し、国民と学術関係者の広い認識を得た上で、これにのっとりさらに適切な形態を創意考案して法制化を急ぐべきであります。

以上、反対討論を終わります。(拍手)  
○床次委員長 以上をもつて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。  
本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○床次委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法案に関する委員会報告書の作成等につきましても、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○床次委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕  
○床次委員長 内閣提出の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。 剣木文部大臣。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案  
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案

師の公務災害補償に関する法律の一部改正)  
第一条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第四百十三号)の一部を次のように改正する。  
第三条第六号を削る。  
第十二条中「二年間」の下に(障害補償及び遺族補償については、五年間)を加える。  
(厚生年金保険法の一部改正)  
第二条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。  
第五十四条中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第四百十三号) 第三条第三号又は」を削る。

第五十六条第三号中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」の下に「(昭和三十三年法律第四百十三号)を加え、「第三条第三号」を削る。  
第六十四条中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第四百十三号) 第三条第四号又は」を削る。  
(船員保険法の一部改正)  
第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。  
第四十四条ノ三第一項中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第四百十三号) 第三条第三号又は」を削る。  
第四十五条第二項中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」の下に「(昭和三十三年法律第四百十三号)を加え、「第三条第三号」を削る。  
第五十条ノ七中「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第四百十三号) 第三条第四号又は」を削る。  
(国民年金法の一部改正)  
第四条 国民年金法(昭和三十四年法律第四百四十一号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項第一号中「及び国家公務員災害補償法」を並びに国家公務員災害補償法に改め、「場合を含む。」の下に「並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第四百十三号)に基づき条例」を加える。  
(児童扶養手当法の一部改正)  
第五条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。  
第三条第二項に次の一号を加える。  
十七の二 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第四百十三号)に基づき条例の規定に基づく年金たる補償  
(特別児童扶養手当法の一部改正)  
第六条 特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第三百三十四号)の一部を次のように改正する。  
第三条第二項に次の一号を加える。  
十八の二 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第四百十三号)に基づき条例の規定に基づく年金たる補償

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。  
2 第一条の規定による改正前の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(以下「旧法」という。) 第三条第三号又は第四号に掲げる補償(以下この項及び次項において「障害補償等」という。)を受ける権利を有する者は遺族年金で、この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「旧厚生年金保険法」という。)第五十四条又は第六十四条の規定によりその支給が停止されているものについては、なお従前の例による。ただし、障害補償等のうち政令で定める年金たる障害補償を受ける権利

第六十五条第一項第一号中「及び国家公務員災害補償法」を並びに国家公務員災害補償法に改め、「場合を含む。」の下に「並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第四百十三号)に基づき条例」を加える。  
(児童扶養手当法の一部改正)  
第五条 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。  
第三条第二項に次の一号を加える。  
十七の二 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第四百十三号)に基づき条例の規定に基づく年金たる補償  
(特別児童扶養手当法の一部改正)  
第六条 特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第三百三十四号)の一部を次のように改正する。  
第三条第二項に次の一号を加える。  
十八の二 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十三年法律第四百十三号)に基づき条例の規定に基づく年金たる補償

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。  
2 第一条の規定による改正前の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(以下「旧法」という。) 第三条第三号又は第四号に掲げる補償(以下この項及び次項において「障害補償等」という。)を受ける権利を有する者は遺族年金で、この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「旧厚生年金保険法」という。)第五十四条又は第六十四条の規定によりその支給が停止されているものについては、なお従前の例による。ただし、障害補償等のうち政令で定める年金たる障害補償を受ける権利

附則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。  
2 第一条の規定による改正前の公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(以下「旧法」という。) 第三条第三号又は第四号に掲げる補償(以下この項及び次項において「障害補償等」という。)を受ける権利を有する者は遺族年金で、この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の厚生年金保険法(以下この項において「旧厚生年金保険法」という。)第五十四条又は第六十四条の規定によりその支給が停止されているものについては、なお従前の例による。ただし、障害補償等のうち政令で定める年金たる障害補償を受ける権利

を有する者が旧厚生年金保険法第五十四条の規定の適用を受けている場合には、当該障害年金の支給については、厚生年金保険法第三十六条第二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日の属する月分から支給するものとする。

3 (船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

障害補償等を受ける権利を有する者に係る船員保険法の規定による障害年金又は遺族年金で、この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の船員保険法(以下この項において「旧船員保険法」という。)第四十四条ノ三第一項又は第五十条ノ七の規定によりその支給が停止されているものについては、なお従前の例による。ただし、障害補償等のうち政令で定める年金たる障害補償を受ける権利を有する者が旧船員保険法第四十四条ノ三第一項の規定の適用を受けている場合には、当該障害年金の支給については、船員保険法第二十四条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日の属する月分から支給するものとする。

4 (国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

この法律の施行の際現に国民年金法の規定による福祉年金の受給権を有する者に対して旧法に基づく条例の規定に基づき支給される年金たる障害補償については、第四条の規定による改正後の国民年金法第六十五条第一項第一号(同法第七十九条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

5 (児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第五条の規定による改正後の児童扶養手当法第三条第二項第十七号の二の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に同法の規定による児童扶養手当の支給を受けている者に対して旧法に基づく条例の規定に基づき支給される年金たる障害補償は、同法第四条第三項第三号の規定の適用については、その者が当該児童を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としない。

(特別児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

6 (置)

第六条の規定による改正後の特別児童扶養手当法第三条第二項第十八号の二の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に同法の規定による特別児童扶養手当の支給を受けている者に対して旧法に基づく条例の規定に基づき支給される年金たる障害補償は、同法第四条第四項第三号の規定の適用については、その者が同法第三条第一項に規定する児童を引き続き監護し、又は養育している間は、公的年金給付としない。

理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償制度について、国家公務員災害補償制度等類似の災害補償制度にならない、打切補償を廃止し、障害補償及び遺族補償に係る消滅時効を延長するとともに、厚生年金保険法等による障害年金等の支給との調整を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○朝木内務大臣 このたび政府から提出いたしました公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及びその内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における国家公務員等の災害補償制度の改正に際して、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の一部改正であります。その内容は、国家公務員等の災害補償制度にならって、打ち切り補償を廃止し、負傷または疾病がなおるまで療養補償及び休業補償を継続することとし、また障害補償及び遺族補償にかかる消滅時効については、これを二年から五年に延長することとするものであります。

第二には、厚生年金保険法の一部改正と船員保険法の一部改正とありますが、この内容につきましては、国家公務員等の災害補償制度にならない、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の障害補償及び遺族補償と厚生年金保険法及び船員保険法による障害年金及び遺族年金との併給に関する制度を改めるものであります。

第三には、国民年金法の一部改正、児童扶養手当法の一部改正と特別児童扶養手当法の一部改正についてありますが、この内容も、国家公務員等の災害補償制度にならうものであり、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の災害補償のうち年金たる補償と国民年金法による福祉年金、児童扶養手当法による児童扶養手当及び特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当との併給に関する制度を改めるものであります。

この第二及び第三の改正は、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の障害補償の年金の範囲の拡大、遺族補償の年金化に関連するものであります。すなわち第二の改正については、厚生年金保険法及び船員保険法による年金制度は本人も保険料を分担しているの本人の負担を全く要しない支給される業務災害補償制度による年金との併給を禁止しないものとされていますが、従来一時金を主としていた学校医等の障害補償及び遺族補償を年金を主とするものに改めるにあたり、学校医等の障害補償及び遺族補償を受ける場合は厚生年金保険法及び船員保険法による障害年金及び遺族年金を一定期間支給停止していたのを廃止して直ちに併給することに改めるものであります。第三の改正については、学校医等の障害補償及び遺族補償を年金を主とするものに改めるにあたり、これを公的年金給付として、公的扶助たる国民年金法による福祉年金、児童扶養手当法による児童扶養手当及び特別児童扶養手当法による特別児童扶養手当との一定期間以後の併給を廃止して当初から併給しないことに改めるものであります。

最後に、これらの改正に伴って必要な経過措置を定め、関係条文の整理をいたしました。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。

○床次委員長 内閣提出のオリンピック記念青少年総合センター法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

○小松委員 この法案に関連して、センターの運営について二、三質問をいたしたいと思います。

○赤石政府委員 オリンピック記念と名づけましたのは、御承知のように東京オリンピックにおきまして、オリンピック選手村の一部としてオリンピック選手がここに宿泊した、そういうことがオリンピック全体として記念しようということがございまして、同時に、いまお尋ねでございまして、やはりこれは青少年の宿泊研修施設でございまして、その中にスポーツというものをかなり重く考えていこう、こういうような気持ちも入っておりますのでございまして、オリンピック記念という名称とした次第でございます。

○小松委員 スポーツの考えが入っているけれども、実際面では何もスポーツは入っていない。野外運動場もスペースはない。野外で運動しようにも何もできぬ。ただ泊まるだけの宿屋みたいな形式で、体育に関係があつて体育局の所管というのはいかがでしょうか。実際体育に関係がない

運営をやっているのですが、これでもやはり体育にこじつけられるのですか。

**○赤石政府委員** 出発当初におきましてどの局が所管すべきかということが多少話題になったのでございますが、ただいま申し上げましたようにオリンピック記念ということがございまして、それからいま先生御指摘でございまして、確かに地域的な条件その他からいたしまして、いろいろまだほしい諸施設がございまして、単に宿泊施設が中心だという印象を与えがちになっておりますが、幸いに昨年度予算におきましてスポーツ研修館が誕生いたしました。お手元にまだお配りしてございませんが、そういったようなこと、スポーツの研修ということにつきまして、事実上施設その他の面において将来大いに努力するような体制ができておる次第でございます。

**○小松委員** オリンピック記念的な展示などもやる用意があるかどうかということ、それから、いまスポーツの研修と言うが、内では少しスペースをとったかもしれないが、野外の運動場がないでスポーツといえば、一体何のスポーツか。柔道場か剣道場か弓道場か、そういうものがあつて、青少年をそういう面から導いているかといえ、そうでもないでしょう。そうすると、研修といつたって実際問題としてレクリエーションの場もないじゃないですか。座禅でも組ませなければ何もすることがないような施設で、名前だけは体育というふうに銘を打つてあるけれども、体育らしいものは、幾ら内の体育館が何ばかりか、いって、それはたいした体育にはならない。体育研修なんておこがましい、こう言わなければならぬ。それからいって、研修だと言うから、図書館でもあつて何か研修するのかわかれば、図書館もないでしょう。一体研修ということを使つて何を研修させるのか、青少年を集めて、あるいは泊らせて、スポーツとどういふような関係があつて研修をさせるのか、その辺のところをちょっと伺いた

**○赤石政府委員** これは一昨年、昭和四十年にこ

の法律ができませんとき、いろいろ御議論いただいた点かと存じますが、私どもは、戦後のいろいろな青少年関係施設につきまして、一般的にこういうふうな考え方をいたしております。一定の、非常に狭い意味の特定目的を持った研修というよりも、そこに宿泊する各種の青少年団体それぞれが、それぞれの目的に照らして自己の研修目的を持つてやる、そういう研修の場を提供するということを最高の使命と考えてまいりたい。このセンターとしてこれこれのものを主催事業としてやるということ、むしろ遠慮と申しますか、予算上の措置その他もございせん関係もございせんが、むしろ各種の青少年団体がそこに泊まりまして、そこで自己に適した研修をやつていただく、こういうふうな考え方をしております。

**○小松委員** 泊まつて自己に適した場を提供してと言つけれども、その場がないと言つていふので、一体どういふ場を与えているのか。結局、場のない研修をさせるということになる。それだったら、宿泊してどういふ場があるのか、柔道をする場があるのか、図書館の場があるのか、柔道をする場があるのか、運動をする場があるのか、という、ピンポンするぐらいしか場がないでしょう。その場がないでそれぞれに従つて研修することじゃないですか。そんな研修センターなんておかしくて、一体どういふつもりなのか。

**○赤石政府委員** 現在でも、御指摘のように不十分な点はございますが、それぞれ研修棟がございまして、研修施設がございまして、それから、昨年度の予算で、ただいま申しましたようにスポーツ研修棟ができて、四つほど体育室が設けられ、五つほど大きな研修室が設けられております。ただ、野外活動の場がないじゃないか、こうおっしゃいます、何ぶん東京のどまん中であつて、確かにそういうグラウンド、運動場、そういうものの必要を私も感じております。しかし、いろいろな制約がございまして、いまのところまださような運動場もしくは野外活動に適した

場所がございせんことを、残念に思つておる次第でございます。

**○小松委員** 私も行つてみたが、オリンピック選手村だったから、かなりの宿泊設備はあると思う。しかし、研修設備がありませんとおっしゃったが、あることは、無存在ではないかもしれない。しかし、研修設備がありませんと言ふのは、日本が法律をもって研修センターをこしらへたものからすれば、むしろない、お粗末だと言ふほうが正しいんじゃないですか。どうですか。

**○赤石政府委員** 確かに、従来の宿泊棟を改装いたしました研修施設といたしました点については十分生かしてはおるつもりでございますが、見方によりましては、お粗末であるという印象をあるいは与えておるかもしれません。そこで、今度スポーツ研修館をつくりまして、そこに五つほどの大きな研修室を付加いたしました。さらに、まだまだこれでは不十分なので、将来計画といたしましては、さような研修関係の施設については整備してまいりたい、かように考えております。

**○小松委員** 昨年、四十一年の実績宿泊を見ますと、研修というものが、青少年センター——名前はそう言うけれども、十五万人泊まつた、そのうち七万人は会社の職員とか社員の宿泊をやつて、二万人はおとなが宿泊している。十五万人のうち半分は以上はそうなんです。実際やっているのは、スポーツ関係はわずかに一万一千、青少年関係が、高校、中学合わせてわずかに一万九千でございまして、こういう実績から考えてみて、研修センターとか、題目だけはいらぬ御託宣を並べてあるけれども、実際運営は、これは簡易ホテル経営ですか。そうでしょう。実際問題として簡易ホテルを経営している。名前はそんなことを言うが、野外施設もなければ、内部の施設もない。十五万人泊まつたうちで八万人はおとなが泊まつておる。これをもつて研修センターだとか、えらいむずかしいことを言わぬほうがいい。簡易ホテルに変えたほうがいいじゃないですか。

いますが、一応私どもはこういうふうな理解いたしておりますので、申し上げさせていただきます。

おとなが多いじゃないかという点でございまして、年齢別の利用者を、いま御指摘の十五万人を分析させていただきたいと存じます。一番多いのは、五歳刻みにいたしておりますが、二十一歳から二十五歳——これは文部省の考え方ではないかと思つて、一応二十五歳程度までは青少年と考へております。それが最も多く六万二千人でございまして、それから十六歳から二十歳までが約四万、そして二十六歳から三十歳までが約二万。いわゆる常識的に考へますおとな、三十歳以上は二万七千人となつております。大体社会教育課で考へます青少年の範疇に入ります。パーセンテージは、私どももいたしましては、いま申し上げましたものを寄せますと、七、八割程度は青少年の範疇に入ると考へております。ただ御指摘の、会社の社員が多いのではないかと申すのは、これは充足まだ三年目でございますので、やはりどういふいろいろな事情がございまして、社員の利用率が多いことは認めざるを得ません。と申しますことは、これはいささかセンターの運営の一つの性格上の問題として残つておるわけでございますが、青年の家は、御承知のように無料で泊まつます。これはやはりどうしても青年の家と違います。特殊法人でございまして、ある程度の独立採算を保たねばなりません。そこで宿泊料を、われわれ非常に安く考へておりますけれども、ある程度の宿泊料を取らしていただくことで、都内にあるといつたようなこと、PRが行き届いていなくつたというふうなことで、現在までのところ社員研修が比較的多いということは、これは認めざるを得ませんけれども、三年目の本年度になりまして相当広く知れ渡つてまいりまして、もっともっと広い青少年の団体、青少年の利用に供されつつあることを御報告できると思ひます。

**○小松委員** 何やら客集めのために旅行あつせん

業者に依頼して客を集める、あるいは修学旅行会にあつてを依頼して、修学旅行の宿泊を勧誘して回るというようなことも聞いております。あるいは社員研修には酒が出ることも聞いています。ですが、そんなところはどうかですか。出ないのですか。こういう研修もあるのですか。

○赤石政府委員 研修施設が簡易ホテルかというお尋ねに関連して、先ほど申し上げましたので、ちよどもまたお尋ねでございますから……。あの構内においては絶対に酒は飲んではいかぬ、こういうきついきめ方をいたしております。

それから、ついでで申しますが、何も研修してないじゃないかというお尋ねでございますが、先ほど申しますように、それぞれの団体の目的に応じた団体の自己研修をいたすというたてまえなので、差し出がましいセンターの研修はないのでございますけれども、しかし、おおよそ国費を投じてできましたこのセンターでございますので、最小限度の規律は守っていただく。たとえて申しますと、生活規律は、一応六時起床、それから六時三十分、朝のつどいをいたしまして、宿泊生全部が集まりまして体操をやり、一応の相互の交歓をするとか、朝のつどいをいたします。それから食事。研修時間も八時から五時まで、五時になりますと夕べのつどい、それから就寝時間は十時半、こういうふうな大体の規律をきめております。こうした最低限度の規律で、やや日本の青少年にございます多少ルーズな申しますか、自由な生活態度が、ここに入ることによつてかなりしっかりしたにもなる、こういうふうな一般に見られております。この生活規律は、青年の家とほぼ最小限度同じように考へて実行いたしております。

○小松委員 青少年センターと言うから、文部省でいう青年の家を全国でまとめて、その中央のセンターだろうというふうな、日本のことばの上、文字の上からくる想像があるのですけれども、実際はお月さまとスッポンぐらい違うので、青年の家はそれなりに社会教育なりあるいは生活教育の

分野の指導をしておるようでございます。ところがこのセンターは、まああなたの言いわけを聞けば、青年の家は宿泊料が要らないからそういうことができないのだ、こつちのほうは宿泊料が要るからできないのだというが、それは最初から、特殊法人にした以上は、独立採算制を大蔵省から強要されておるので。あまりむずかしい、オリンピック記念何とか研修センターというふうな大きな名前をつけるから、名前と実態とがちぐはぐになる。世間から見たら、これはもうたいへんなりっぱな運営をして、そして青年の家で鍛えられた人がさらに中央センターに集まって研修をするのかと思うが、旅行あつせん業者に頼んでシーズンオフには泊めるようにするとか、修学旅行会にお願いして学生を泊めるということとは、熱海の旅館と何ら変わっていないじゃないですか。

そんなものを、大きな金を費やして一体どうしてこういうことをやるのか。第一、体育局というのは一体どういう研修をやらすのですか。社会教育課の研修と体育局の研修というのは、研修のし方が違うのですか。座禅を組ませるような修養とか、道義的な講話とか、朝ラジオ体操をしたり、起きて床を上げたりするような指導は体育局でやるのですか、それともこれは社会教育課でやるのですか。その辺のところ、体育局で所管をしてやらすのなら、スポーツに関係のある一つのセンターにしたらどうなんでしょうか。野外運動場もなければ、遊ぶところもない、レクリエーションの施設もなければ、体育施設もない。雨の降るときみだいに内輪ばかりにおつてむずむずして、何百人も泊めておつて、それで研修センターだなんだと言つても話にならぬと思うのですが、どうなんでしょうか。

○赤石政府委員 幾つかの点を御指摘いただいたと思ひますが、総合センターといたしましたのは、単に狭い意味の社会教育のみならず、体育とか、またやや問題があるかもしれませんが、修学旅行の御指摘がございましたが、そういったいろいろな収容施設が多うございますので、とにかく

この設立目的に合う限りにおいて、この最小限度のきまりを守つていただく限りにおいては、できるだけ日本人の多くの青少年に使つていただく、こういうのができた趣意でございます。いま修学旅行のお話が出ましたが、決していわゆる旅館業者のような気持ちで修学旅行生を集めるということではございません。また、修学旅行を優先的に泊めるかどうかというのは大議論いたしました。むしろ一般の勤労青少年がこういう研修施設がなくて困つておる、そういう者を優先すべきである。ただ、非常に収容施設が多うございます。季節的にはかなり余裕のある時期でございます。せっかくあいておる時期に、たまたまたとえば修学旅行等でもオリンピック施設を勉強して回るとか、かなりここに泊まることとセンターの設立目的とが結びつくような場合におきましては、修学旅行の単なる泊まりということではなく、ほんとうの意味の生きた修学旅行が真にここではできないはなかるるか、かような積極的な意味、価値を見出しまして、きような見地から、そういう方面にも手を伸ばすべきではないかと、現在検討中なわけでございます。

それから体育局がしつけをするとか何とか、いろいろ御指摘がございましたが、まあ昔もそうでなかつたと思ひますが、戦後は、特に局がそういうしつけとか何とかということとを直接指導というよりも、一般の国民の納得するいろいろなことでもって最小限度こういうことをやつていただく、こういうことをこの評議員会等で十分検討した上できめておるわけでございます。そう私もどもが一々出向いて指導するということはないのでございます。

○小松委員 修学旅行をそういうような研修旅行に変へるということはまことに名案であります。一体初等中等教育局で全国の修学旅行を、現在のような修学旅行の体系ではないような方向に、修学旅行に泊まった旅館で研修をするような方向にむけておるのかどうか、どうなんでしょうか。初等中等教育局にお尋ねしますが、そういう

方向にだんだん変わつてきておるのですか。  
○朝木園務大臣 修学旅行は、やはり私どもとして、単に物見遊山の修学旅行といたしましては、いままでもその傾向もありましたけれども、やはり修学旅行を学習活動の延長としていままでのあり方につきまして十分考慮をいたしまして、いま申しますように、修学旅行が学生の修養の場、学習の場として行なわれるように文部省として、特にオリンピック青少年総合センターに泊泊いたします場合は、修学旅行が宿泊することに重点を置いて、同時に研修を伴う宿泊ということに重味を置いておきまして、これを利用してもらうということにいたしておるわけでございます。

○小松委員 教育の目的な点を言へばそういうことでありましようが、そういうようなことをこのセンターに關係している者がかつてに都合のいい解釈をして、しかも修学旅行をあつせん業者に頼むとか、あるいは修学旅行会に何とか泣きつくというようなことで、そういう目的が達せられようと思つておるころにたいへんなあやまちがある。そういう考え方を起すということは、旅館業をやれば、シーズンオフとシーズンとははっきり分かれておることは間違いない事実なんだ。この旅館だつて、シーズンのおときにはお断わりをするけれども、シーズンオフのときにはお断わりするものなんだ。だから、このセンターに旅館的な要素があるから、シーズンのおときにお断わりするよいうなこともあるかもしれないが、オフのときにはかんと鳥が鳴くというふうな、だからその間をあつせん業者に宿泊を頼んで赤字を埋めていこうという観念、そういう考え方で研修センターということの意味がない。そういう考え方で研修をやるといふことは、それは何のことかわからぬ、実際問題として、理想は、法律的に見ても「青少年の心身の発達を図り、もつて健全な青少年の育

成」なんというえらい目的があるけれども、これは実際は目的倒れで、ほんとうは客観的に見れば、センターという名、オリンピックという名をかたって簡易ホテルを経営してやる。名前だけちよっとオリンピックと出してあるからたましいのか何か知らぬけれども、全く簡易ホテルの経営をやっておる。そしてみみちい考え、シーズンオフにあっせん業者に頼んで客集集をやる、客引きを使うという考え方はもつてのほかだと思つておつたら話にならぬ。徐々に体育の施設というものを拡大していくという考えがあるかもしれない。しかし、オリンピック記念だというならば、問題は、体育に関する研修の場として拡大すること、そして体育の青少年指導育成の場は、東京のオリンピックセンターに行けばその道も修養ができるというならば話はわかるけれども、野外運動場もなく、屋内のわずかな研修設備くらいで大きな命題を掲げてもやりづらいのじやないかと私は思う。やりづらひならば思い切つて、オリンピック記念東京宿泊施設とかなにかいう名前にしたほうがはつきりしていい。赤字が出たらこうだ、理め合わせもあるいはおとなを泊めてもいいかもしれない。しかし、十五万人のうちに社員の研修が大半で、あとはおとなでというような経営状態で、青少年センターなどは、これはおこながましくて言にくい。発足一年目だから実情はそうだとするならば、だがこの経営の実態から見ても、私は将来も同じことが言えるのじやないかと思ふ。それならば、文部省は本格的に前向きに取り組むべきだ。旅館費を取つて研修をさせるという考え方を竿頭一步を進めて、ここに選抜されてくる研修者は国費をもつて研修の場を与える、それならば話が前向きに進むと思ふ。銭を取つて研修し、むずかしい理屈だけ並べたつて意味がない。やはり前向きにやるべきだ。文部省は今度冷房設備をする。これは学生オリンピックをするから、外人が来るからということなのでしょうが、それ

もいいでしょう。三億円もかける。しかし、それよりも、これは全国一つしかないセンターでしょう。オリンピックという名を冠しておるセンターなのです。ただで宿泊させて、地方の青年の家から選抜された者がここに集まって、お互いに切磋琢磨する道場であつてもいい、座禅を組んでもいいでしょう、そしてそれは全部無料で国がやるのだ、そして国でセンターに入れたというお墨つきをつけてやるぐらいにやれば、全国青年の家も、ここで研修を半月したら選抜されて東京のセンターで研修をやるのだというふうな方式になる。いまは、地方の青年の家とこのセンターは、名前だけは似ているけれども、およそ似ても似つかない中央簡易ホテルにしかたつておらぬ。この辺、文部省はこのままの運営を続けようと思つておるのか。竿頭一步を進めて、大蔵省から予算をとつて、前向きに青少年をほんとうに研修センターで導こうというならば、それぐらいの前向きの考え方がなくては一体何としてこれを持ち切れますか。結局、あつせん業者に頼んでとにかく穴埋めをするような経営になる。これは落ちつくところはそうなんです。その辺の考え方はどうなのですか。

○赤石政府委員 いろいろ重要な問題にお触れいただいているわけですが、このセンターはすでに使つてございます。それを取りこわしたりなくすることが非常にもつたない、それを何とか生かそう、こういうことが発想の一番最初でございまして。したがつて、他の青年の家と同じように初めから計画的に建物を建て、人員も擁し、そして所轄機関として国費でもつていろいろの主権業務等に経費が投せられる、こういう方式をとれるものではなくして出発したしておりますので、いろいろの面で、他の青年の家等と比べまして、運営上非常にやりにくい点のあることは御指摘のとおりでございます。しかし、私どもは、これは特殊法人であり、かなり独立採算の性格が強いと思つて、東京におきましていろいろの研修が行な

われております。その場合、宿泊施設がない、あつても非常に高い。まず第一は、さような要望にこたえる場とすべきではなからうか。しかし、この中で研修をしたいというものに対しては、この中でいろいろの研修施設を設けて、その研修の場を提供しよう。この中には運動場がない、いろいろないというところは御指摘のとおりでございますが、ここになくとも、ここに泊まり、ここに合宿することによって、他の近隣の諸施設を利用して、その研修とこの宿泊とが相マッチしまして全体の研修計画が効果をあげるようにもできる、こういうふうないろいろなくふうをこらしておる次第でございます。何と申しましても、東京に存在しておるといふ点がこのセンターの一番の大きな強みであらうかと思つて。また、この宿泊収容人員は、今度この法案を通過させていただきますと、さらに二千人をこすことになり、最も多い青年の家でも五百人でございます。この収容力からいまして四倍でございます。こういう収容力の点からいまして非常に強みであると同時に、それが非常に弱みである、こういう点をどうやって克服してまいるかという点が將來の課題でございます。いろいろ御指摘がございしますが、このセンターとして、発足当初からのいろいろな問題、悩みを持っておりますし、これを何とかして解決してまいりたい、こういうことは、センターの関係者はもちろんでございますが、私どもとして非常に苦慮いたしておるところでございます。そういう点をもう少し長い目で見て御指導を賜りたい、かように考えておる次第でございます。

○小松委員 私は、いままで幾らも長い目でものを見てきたからそういう結論が出る。たとえば全国の共済組合の保養施設、あれも保養所という名の旅館経営をやつて、ホテル経営をやつて、だんだん単価が高うならなければ、昔は三百円くらいで泊めておつたのが、八百円になり、千円になり、千二百円になって、単価を上げなければ経営が成り立たなくなつてきておる。だから、私は所在は別府ですが、別府の一般の民宿の旅館に泊まつたほうが、そういう保養施設に泊まつたよりもサービスがよくて、安いといわれるくらいになつておる。あるいは全国青年会館、こういうものもほとんどがホテル業に変わつてしまつておる。ということは、赤字が毎年——一ぺんの赤字ならばいいでしょう。去年も赤字が出たでしょう。おとしも、三カ月ですけれども出たでしょう。毎年千円くらい、あるいははもつと大きく二千万円も出るのでしよう。いま累積赤字が二千万円くらい出ているのでしよう。この二千万円のは、いまのような、あなたがここでおっしゃるような抽象論でおつちやつたとしても、赤字は解消できませんよ。そんなこと幾ら言つても、いわゆるお役人商売というのがもうかるはずがない。赤字が出るのがあたりまえなんです。それで文句を言われている。それだったら、もう一回最初の振り出しに戻るべきなんです。戻らなければ、これはよほどどうまい経営をして、チンドン屋を雇うでも客集めをしなければだめですよ。東京にあるから便利がいい、たいへん都合がいい。裏を返せば、東京にあるから研修ができません。あの裏に大きな森林公園みたいなところがありますけれども、森林公園だつて鉄線を張つて入れてはならぬというふうな、森林公園さえも入れぬような研修の場を、一体だれが好むかといえ、東京都内の中小企業のおつきさんが、自分方の社員を何とか修養させるために、何でもあそこに行けば安く研修ができるというようなことで、社員の研修道場にはいいかもしれない。しかし、青少年の指導センターは——オリンピックという名にだまされれば別です、オリンピック記念なんというからそれにだまされれば別ですけれども、それ以外に何の取り柄がありますか。実際問題、レクリエーションの場もたいした場はない、運動場もない、それにオリンピックという名前をかぶせてあるだけ。こういうふうな、いわゆる愚口のようなことになるけれども、口で言えは簡易ホテルですよ、何といつ

たつて。言い方がないから、私は簡易旅館と言  
うのもあまりひどいから簡易ホテルと言っ  
た。ほんとうは旅館と言ったほうがいく  
らいい。そういうものを、あまり理屈を言  
うていい。それを、赤字を毎年毎年出  
して、赤字を毎年毎年出している。じゃあ  
りませんか。実際、昭和四十二年度は絶対赤  
字が出ないようになっています。という確約が  
できますか、どうなんでしょう。

○赤石政府委員 御指摘のように、残念ながら昭和  
四十一年度において一千万円の赤字が出ま  
した。私どもの計算といたしましては、この赤字が  
出ないよう、独立採算とは言い、何と  
も勤労青少年の研修センターでございますから、  
やはりある程度運営費に対しても国費でもって助  
成をいたしまして、できるだけ赤字が出ないよう  
にするような考え方を持っております。ござい  
ます。結局予算でございますので、最終的にはな  
かなか私どもの考えどおりにまいらないといふ  
点がございます。

それとも一つは、先ほど来御指摘のように、  
やはり宿泊施設が多いという点で研修に不  
十分ではないか。そこで、研修できるような施設、  
設備を整備していかねばなりません。したが  
りまして、センターに投じます国費も、年間を通  
じますればかなりの金額になっております。施設  
整備費、そうした予算をちやうだいしなければ  
きない半面と、そういうものをちやうだいし  
ますと、どうしてもと収容者がふえるはずでは  
ないかという、こういう論理が片方にある、こ  
ういったようなことと、しかし、現実にはな  
かなか予定どおりの収容率、利用率、非常に多い  
でございますが、やはり先ほど来御指摘のよう  
にシーズンにむらがございます。年間を通じま  
すれば予定どおり利用されていないといつたよう  
ないろいろな事情がございます。最終的には昨年  
度一千万円の赤字が出た次第でございます。将来  
私どもはこの赤字をどうして解消するか、やはり  
国が建てた施設でございますし、国費を年々助成  
金でもってやっておる以上は、しかも特殊法人で

ございまして以上は、国がかなりの責任を感じてや  
らなければなりません。したがって、将来セン  
ターだけの責任において、御指摘のような簡易ホ  
テルには私どもはなっていないと思ひますが、も  
しそのような誤解を与えるようなことがあれば、さ  
ような点を払拭するために、将来そういう点を  
十分検討、改善を加えていかねばならない、  
こういうふうにご考慮を願ひたいと思ひます。

○小松委員 シーズンオフに客は——客と云つて  
は悪いですが、青少年は少ない。これは意外だ  
という面持ちかも知れませんけれども、意外でも何  
でもない、あたりまえなんです。シーズンには人  
が動けば多いし、シーズンオフは泊まり客が少な  
いというところはあたりまえなんです。そういうこ  
とを最初から勘定に入れば、あたりまえの研修  
的なものをすれば赤字になるのです。そこで、う  
んとおとなをときどき泊めて、どちらか片方を  
して、そのビル代でもほんとおれば集客になる  
が、そうでない、研修という名のついたもので  
あるならば、わざわざ高い金を出して研修に行  
つて、そして座禅まで組むよりも、もっとおもしろ  
いところに行つたほうがいいということになる。  
そこまでするしむけるしむけないで——ほんとうの研  
修を全国の総合センターという名のもとにやらせ  
るならば、私がさっき言ったように、もっと本  
格的に前向きに取り組め、それでなくてはこれは名  
前に恥ずかしいですよ。これはオリンピック記念  
というから、体育に關係があるのかというとも  
關係ありません。青少年といふながら社員をよ  
けい集め、おとなを入れ、総合センターといひな  
がらセンターでも何でもないとすることになれ  
ば、ほんとうにこの名前のとおり、額面どおり  
にやるためには、ほんとうに青少年を、代表選  
抜したものでいいから入れるためには、宿泊料  
は全部国費で見ると、こういうふうによれば、少な  
からうが多かるうが、みっちり研修もできるで  
しょう。そういうふうによらなければ、名前だけ  
は青年の家みたいなことで、しろうとが質問する  
と、青年の家とどう違いますかということ

必ず聞くでしょう。そういうことで内容を聞く  
とまた青年の家とはさっぱり違う。こういうこ  
とで青少年の育成をはかろうという考え方は、  
ちよつとおこがましいと思ひます。どうか、私は  
口数多くは言ひませんが、こういう命題を高く掲  
げて青少年を指導しようという研修の場をつ  
つ以上、しかもオリンピックの名前を冠してい  
る以上、簡易ホテル的な経営を考へてはこれは冒  
険だ、考へてはならぬ、考へることがおかし  
いのであつて、しかもシーズンオフに客集めをするため  
にあつせん業者に頼まなければならぬまいかとい  
ふようなことでは、これは何のことかわからぬ  
ありませんか。どうかそういう意味で、今度はこ  
れはもうこれでいいでしょう、財産、固定資産を  
入れるとこのだからいいが、運営そのものは本  
格的に考へ直さなければ、オリンピック記念青  
少年総合センターなどと、われわれ自身を知つて  
いる者からすれば恥ずかしくて言へませんよ。それ  
と、国の力でできるかどうか知らぬが、あの近  
くに森林公園があるのに、鉄道を走つて入れぬと  
いふようなところで研修なんといつたつて、実際  
は、それは雨降りの研修だけしかできぬよ  
うなこととじゃありませんか。外へ出たつて、前畑さんの何  
か記念運動場が、二千坪か千五百坪くらいのが  
あるだけでしょうか。その程度で、一体どうして  
何百人という収容した者に、本格的な練成の場  
とか、これは文部省の勇み足でしょう。何ばあなた  
たちが理屈を、御託言を並べたつて、経営を見  
ればわかるのです。いま従業員は何人ですか。——  
それじゃいいです。大臣、私の言うことは、少し  
センターの運営をけなしましたけれども、それは  
けなされるゆゑんが私はあると思つてゐる。だ  
から、けなすばなしにしないで、本式に前向きに  
取り組めといふことはいかがでございますか。

○朝木国務大臣 これは御意見のとおり、全く私  
もさように考へます。これはオリンピックの宿  
施設を改造しまして、青少年の総合センターに転  
換をすつ今日あるわけでございますが、文部省

におきまして、総合センターとして青少年の研修  
の場にあつたためには、なお今後、運営にお  
きまして、また施設におきましても、相当改善  
を必要とする点があると思ひます。そういう意味  
におきまして、あつせん業者に頼んでおるとい  
ふようなことは、私、どうも信じられませ  
んけれども、もしそういうことがありますれば  
誠に遺憾だと思ひます。特にまた会社等にお  
きまして、社員とい  
うだけなしに、会社等におきまして働いてお  
ります勤労青少年の団体が、自発的に研修の場として、  
宿泊しながらその勤労青少年の団体がこれを喜ん  
で使ひ得るよう、ぜひひとつ名実ともに青少年  
の研修の場にあつたい。今後の私どもの大きな  
努力目標でございます。

○床次委員 御異議なしと認め、さよう決しま  
した。  
なお、日時、人選及び手続等につきましては、  
委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議あ  
りませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○床次委員長 御異議なしと認め、さよう決しま  
した。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
次回、来たる十九日、水曜日、午前十時より  
理事会、午前十時三十分より委員会を開会するこ  
ととし、本日はこれにて散会いたします。  
午後一時五十六分散会

○床次委員 文化財保護に関する小委員会において、文化財  
保護に関する件の調査のため、参考人から意見を  
聴取したいと思ひますが、御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○床次委員 文化財保護に関する小委員会において、文化財  
保護に関する件の調査のため、参考人から意見を  
聴取したいと思ひますが、御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○床次委員 文化財保護に関する小委員会において、文化財  
保護に関する件の調査のため、参考人から意見を  
聴取したいと思ひますが、御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕